

ミナピタサイカ VISA カード会員特約

第1条（総則）

本特約は、株式会社池田泉州銀行（以下「池田泉州銀行」という。）と南海電気鉄道株式会社（以下「南海電鉄」という。）、株式会社池田泉州 VC（以下「池田泉州 VC」という。）の三社（以下「三社」という。）が提携して発行する「ミナピタサイカ VISA カード」（以下「本カード」という。）の三社提携によって生じる事項について定めるものです。

第2条（会員と本カードの発行）

第1項

（1）本カードは以下のいずれかの場合に発行されるものとし、発行を認めた方を会員（以下「一体型会員」という。）とします。

①池田泉州銀行が定める「池田泉州キャッシュカード規定」・「<ミナピタサイカ VISA カード>IC キャッシュカード特約」・「<池田泉州>デビットカード取引規定」・「ペイジー (pay-easy) 口座振替受付サービス利用規定」・「<ミナピタサイカ VISA カード>IC キャッシュカード不正使用被害補償サービス規定」（以下併せて「キャッシュカード規定等」という。）、南海電鉄が定める「minapita カード会員規約」・「minapita ポイントサービス規定」（以下併せて「minapita 規約等」という。）、池田泉州 VC が定める「会員規約」（以下「VISA 会員規約」という。）、池田泉州銀行および池田泉州 VC が定める「ミナピタサイカ VISA カード銀行提携特約」・「ミナピタサイカ VISA カードキャッシュ一体型カード会員特約」（以下併せて「銀行提携特約等」という。）、（以下「キャッシュカード規定等」・「minapita 規約等」・「VISA 会員規約」・「銀行提携特約等」を総称して「会員規約等」という。）ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申し込みをし、三社が承認した場合。

②すでにキャッシュカード規定等を承認のうえ池田泉州銀行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けている者が、会員規約等ならびに本特約を承認のうえ、本会員となる旨の申し込みをするとともに本カードの発行の申し込みをし、これに対し三社が承認した場合。

（2）本カードの発行が認められない場合、本カードのキャッシュカード規定等に定められた機能（以下「キャッシュカード機能」という。）と同等の機能を持つ IC キャッシュカードを発行するものとし、なお、すでにキャッシュカードをお持ちの場合、新たにキャッシュカードを発行せず、お持ちのキャッシュカードを引き続きご利用いただくものとします。ただし、本カード申し込み時にキャッシュカードの廃止手続きをされた場合を除きます。

第2項

前項各号の申し込みの際には、本カードのキャッシュカード機能が対応する池田泉州銀行の普通預金口座を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等の決済口座として指定するものとします。

第3条（本カードの取り扱いおよび貸与）

本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、一体型会員には三社がカードを貸与するものとし、所有権は三社に帰属するため、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用するなど本カードの占有を第三者に移転することはできません。なお、本カード上には、会員氏名・minapita 番号・VISA カード番号・カードの有効期限・銀行口座番号等が表示されています。

第4条（三社の機能・サービスの利用）

第1項

一体型会員は、本カードの機能およびサービスを会員規約等および本特約に従って利用することができます。本カードの機能およびサービスは、次の各号に定めるものとし、当該機能の詳細およびこれに付随する機能およびサービスについては当該機能およびサービスを提供するものが書面その他の方法により通知または公表します。

- (1) 池田泉州銀行が提供するサービス機能および付帯サービス。
- (2) 南海電鉄が提供する minapita ポイントサービス等の付帯サービス。
- (3) 池田泉州 VC が提供するクレジット機能および金融サービス機能、ならびに付帯サービス。ただし、本カードにワールドプレゼントポイントの提供はありません。

第2項

一体型会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、三社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。

第3項

三社は、三社が必要と認めた場合には、事前に通知または公表したうえでサービスおよびその内容を変更することがあります。

第5条（有効期限）

第1項

本カードの有効期限については、会員規約等の定めにかかわらず本特約に従って三社が定めるものとし、カード上に表示した月の末日までとします。

第2項

三社は、本カードの有効期限までに、退会の申し出のない一体型会員で、かつ、三社が審査のうえ引き続き一体型会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。

第3項

前項に基づいて更新カードが発行された場合においても、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを利用した時点で失効するものとします。

第6条（年会費等）

一体型会員は、池田泉州銀行、南海電鉄、池田泉州 VC に対して会員規約等に基づき池田泉州銀行、南海電鉄、池田泉州 VC が通知または公表する年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第7条（決済口座の変更）

本カードの申し込みの際に届け出た決済口座は、池田泉州銀行の都合を除き原則として変更できないものとします。

第8条（情報の提供、共有に関する同意）

第1項

一体型会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「一体型会員等」という。）は、三社の間において、本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を共有することに同意します。

- (1) 本カードの申込書に記載された情報、および会員規約等に基づき届け出られた一体型会員等の情報。

- (2) 本カード申し込みに対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は共有しない。
- (3) 本カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
- (4) 会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は共有しない。
- (5) 一体型会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は共有しない。

第2項

一体型会員は、下記の内容を目的とし、また当該目的の範囲内において三社内の必要とする会社間で一体型会員のカードの利用内容を共有することにあらかじめ同意するものとします。

- (1) 池田泉州銀行、および池田泉州 VC が各々の与信業務および債権管理業務等を行うため。
- (2) 三社が自己の提供するサービスに関する業務を行うため。

第3項

三社は、前三項に基づき共有する情報を必要な保護措置を行ったうえで厳正に管理し、会員規約等の定めに則り取り扱うものとします。

第9条（届出事項の変更）

第1項

一体型会員が三社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく池田泉州銀行に届け出るものとします。なお、キャッシュカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、池田泉州銀行所定の方法により遅滞なく池田泉州銀行に、また、クレジット機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、池田泉州 VC が通知または公表する方法により遅滞なく池田泉州 VC に届け出るものとします。また、暗証番号を変更する場合は、第12条所定の再発行手続きが必要となる場合があります。

第2項

前項のうち氏名の変更があった場合においては、一体型会員は本カードを池田泉州銀行または池田泉州 VC に返還するものとします。なお、この場合には、第12条に基づき再発行手続きがとられるものとします。

第10条（紛失・盗難の届出）

一体型会員は、本カードを紛失した場合および盗難された場合には、当該紛失または盗難の事実を池田泉州銀行、池田泉州 VC のそれぞれに届け出るものとします。

第11条（本カードの紛失・盗難による責任の区分）

第1項

本カードの紛失・盗難または本特約に違反して、他人に本カードを利用された場合、本カードの利用代金は、会員規約等に基づいて、本カードの貸与を受けた一体型会員の負担とします。

第2項

前項の規定にかかわらず、一体型会員が紛失・盗難の事実を速やかに池田泉州銀行、池田泉州 VC のそれぞれに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ池田泉州銀行、池田泉州 VC の請求により所定の紛失・盗難届を提出した場合には、下記のとおり取り扱うものとします。

- (1) キャッシュカード機能に関する損害については池田泉州銀行が定める「池田泉州キャッシュカード規定」、または「<ミナピタサイカ VISA カード>IC キャッシュカード不正使用被害補償サービス規定」に基づき、池田泉州銀行が補てん、補償します。
- (2) クレジットカード機能および金融サービス機能に関する損害については VISA 会員規約第13条に基づき、池田泉州 VC が支払債務を免除します。

第12条（カードの再発行）

本カードの紛失・盗難、破損、汚損や氏名変更、キャッシュカード機能・クレジットカード機能に関する暗証番号等の変更を理由に、一体型会員が三社に対し本カードの再発行を希望した場合は、これに対し三社が審査のうえ、原則として本カードを再発行するものとします。なお、再発行が認められた場合、当該一体型会員は、池田泉州銀行および池田泉州 VC が通知または公表する再発行手数料を支払うものとします。また、一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該一体型会員が所持する本カードを池田泉州銀行、池田泉州 VC のうちいずれか一社に対して返還する必要があるものとします。

第13条（本カードの機能停止等）

一体型会員は、三社との契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、事前の通知・催告等することなく本カードの一部の機能またはサービスが停止され、本カードが回収されることがあること、また回収により本カードの機能またはサービスが利用できなくなることがあります。これに伴う不利益・損害等については、三社はいずれも責任を負わないものとします。

- （1）本カードの再発行のため、一体型会員が、池田泉州銀行、池田泉州 VC のうちいずれか一社に本カードを返還した場合。
- （2）カードに関する諸変更手続きのため、一体型会員が、池田泉州銀行、池田泉州 VC のうちいずれか一社に本カードを送付または預けた場合。
- （3）CD または ATM での利用時に、暗証番号相違、CD・ATM の故障等の理由により本カードが回収された場合。ただし、三社の故意または過失による場合はこの限りではありません。
- （4）一体型会員から三社のうちいずれか一社に対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届け出があった場合。
- （5）一体型会員が、会員規約等および本特約に違反したまたは違反するおそれがある場合。

第14条（退会）

第1項

一体型会員は本カードを退会する場合、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙により、池田泉州銀行に届け出るものとします。

第2項

一体型会員は、前項により、三社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、会員規約等に基づき三社すべてから退会となるものとします。

第15条（会員資格の喪失）

第1項

三社は、会員規約等に基づき、各々の判断により、会員資格を喪失させることができます。一体型会員は、三社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、一体型会員は本カードを直ちに池田泉州銀行、池田泉州 VC のうちいずれかに返還するものとします。

第2項

前項により一体型会員が本特約による会員資格を喪失した場合、一体型会員は同時に三社すべての会員資格を喪失するものとします。

第16条（単機能カードの発行）

一体型会員は、本特約第5条第2項で更新カードが発行されなかった場合、または本特約第14条に

該当する場合、または本特約第 15 条に該当する場合のいずれかの事由が生じた場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード（以下「単機能キャッシュカード」という。）の発行を池田泉州銀行が認めた場合には、池田泉州銀行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。

第 17 条（特約の変更・承認）

民法の定めに基づき、一体型会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、三社は、当該改定の効力が生じる日を定め、一体型会員に対して当該改定につき通知または公表します。

第 18 条（会員規約・規定・特約の適用）

三社が各々提供するサービス等については、会員規約等が適用されます。会員規約等と、本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。本特約に定めのない事項については、本特約第 2 条第 1 項に定める会員規約等が適用されるものとします。

（2020 年 4 月改定）

ミナピタサイカ VISA カード銀行提携特約

第 1 条（名称）

本特約カードは「ミナピタサイカ VISA カード」（以下「本カード」という。）において、別途定める『ミナピタサイカ VISA カード会員特約』に加えて、株式会社池田泉州銀行（以下「池田泉州銀行」という。）と株式会社池田泉州 VC（以下「池田泉州 VC」という。）間での提供サービスと利用方法等について定めるものです。

第 2 条（提供サービスと利用）

第 1 項

池田泉州銀行（本条においては池田泉州銀行が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、池田泉州銀行が書面その他の方法により通知または公表します。

第 2 項

「ミナピタサイカ VISA カード会員特約」第 2 条にて発行を認めた会員（以下「一体型会員」という。）は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、サービスを利用できない場合があります。

第 3 項

一体型会員は、池田泉州銀行が必要と認めた場合には、池田泉州銀行はサービスおよびその内容を変更することがあります。

第 4 項

一体型会員は、池田泉州銀行が提供するサービスを受ける場合、池田泉州銀行所定の方法により利用するものとします。

第 3 条（会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除）

第 1 項

一体型会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、池田泉州銀行が会員等の個人情報（本項（1）に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

（1）池田泉州銀行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」とい

う。)を収集、利用すること。

①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および「ミナピタサイカ VISA カード会員特約」において会員が届け出た事項

②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容

③本カードの利用内容（第4条において共有する情報）

(2) 宣伝物の送付等池田泉州銀行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、池田泉州銀行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する窓口連絡するものとします。)

(3) 池田泉州銀行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。

第2項

会員等は、池田泉州銀行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

(開示の請求は本特約末尾に記載する窓口連絡するものとします。) 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、池田泉州銀行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第3項

会員等は、株式会社池田泉州ホールディングス・グループ会社が、第1項(1)の個人情報を、株式会社池田泉州ホールディングス・グループ会社各社のサービスの提供および宣伝物の送付等営業案内の目的で、共同して利用することに同意するものとします。(共同利用者は、池田泉州 VC ならびに株式会社池田泉州ホールディングスの有価証券報告書に記載されている連結子会社及び持分法適用関連会社とします。共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する窓口連絡するものとします。)

第4条(利用内容の共有)

第1項

一体型会員は、池田泉州銀行が一体型会員に対して一体型会員の本カードの利用内容に応じた池田泉州銀行商品の優遇サービス等、池田泉州銀行のサービスを提供する必要がある場合において、一体型会員の本カードの利用内容を、池田泉州 VC と池田泉州銀行において共有することに予め同意するものとします。

第2項

一体型会員は、池田泉州 VC が一体型会員に対して一体型会員の池田泉州銀行の取引内容に応じた池田泉州 VC 商品の優遇サービス等、池田泉州 VC のサービスを提供する必要がある場合において、一体型会員の池田泉州銀行の取引内容を、池田泉州銀行と池田泉州 VC において共有することに予め同意するものとします。なお、一体型会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、VISA カード&マスターカード会員規約に記載の窓口、方法で行うものとします。

＜池田泉州銀行お問い合わせ窓口＞

株式会社池田泉州銀行

〒530-0013 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号

電話番号 06-6375-1005

ミナピタサイカ VISA カードキャッシュ一体型カード会員特約

第1条（本特約の目的）

本特約は、「ミナピタサイカ VISA カード」（以下「本カード」という。）において、別途定める『ミナピタサイカ VISA カード会員特約』に加えて、株式会社池田泉州銀行（以下「池田泉州銀行」という。）および株式会社池田泉州 VC（以下「池田泉州 VC」という。）間でのキャッシュカード機能ならびにクレジットカード機能・使用方法等について定めるものです。

第2条（本カード発行に伴う既存カードの取扱い）

「ミナピタサイカ VISA カード会員特約」第2条にて発行を認めた会員（以下、「一体型会員」という。）が本カードの発行前に保有していたキャッシュカードの機能は、一体型会員が本カードを利用した時点で失効するものとします。

第3条（本カードの機能）

第1項

一体型会員は、現金自動支払機または現金自動預払機において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。

第2項

前項の規定に従わず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第3項

本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型カード会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第4条（業務の委託）

第1項

池田泉州銀行および池田泉州 VC は本カードの発行に関する業務を三井住友カードに委託することができるものとします。

第2項

三井住友カードは、前項の業務につき三井住友カードが指定する第三者に委託することができ、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報に必要な保護措置を行ったうえで業務委託先に預託できるものとします。

（2013 年 6 月現在）

ミナピタサイカ ピタパカード会員特約

第1条（総則）

本特約は、南海電気鉄道株式会社（以下「南海電鉄」という）、株式会社スルッと KANSAI（以下「スルッと」という）および株式会社池田泉州 VC（以下「池田泉州 VC」という）の三社（以下「三社」という）が提携して発行する「ミナピタサイカ ピタパカード」（以下「本カード」という）の基本的

事項について定めるものです。

第2条（会員と本カードの貸与）

1. 本会員とは、三社に対し minapita カード会員規約、PiTaPa 会員規約、VISA カード&マスターカード会員規約、各会員規約に付随する各種規定・特約および本特約（以下「本規約等」という）を承認のうえ入会申し込みをした個人のうち、三社が適格と認めた方をいいます。
2. 本会員が三社との契約に関する一切の責任を引き受けることを承認した家族で、本規約等を承認のうえ、入会の申込をし、三社が入会を認めた方を家族会員といいます。
3. 本会員と家族会員を「会員」といいます。
4. 三社は会員に本カードを発行し、貸与します。
5. 本カードの所有権は三社に属します。本カードに印字された会員本人以外は利用できません。

第3条（サービス等の利用）

1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、三社が提供する機能およびサービスを受ける場合、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用するものとします。
 - (1) 南海電鉄が提供する minapita ポイントサービス等の付帯サービス。
 - (2) スルッとが提供する PiTaPa 機能および付帯サービス。
2. 会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、三社のうち当該機能またはサービスを提供するいずれかに連絡するものとします。

第4条（年会費等）

会員は、三社に対して各々の会員規約・規定・特約に基づき所定の年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第5条（PiTaPa 利用に関する会員請求）

PiTaPa 会員規約に基づき発生する会員の債務についてはミナピタサイカ VISA カードの利用により生じた債務とともに池田泉州 VC が一括して請求するものとし、会員は、会員指定の口座から VISA カード&マスターカード会員規約に定めた約定決済日に支払うものとします。

第6条（会員保障制度）

1. 池田泉州 VC は、会員が紛失・盗難により本カードが他人に不正利用された場合、PiTaPa 会員規約第8条に基づくスルッとおよび池田泉州 VC への通知が行われた場合に限り、当該通知の日から60日間に遡って会員が被る本カードの不正利用による損害を補填します。ただし、PiTaPa 会員規約第9条第2項で定めるスルッとが補填の責を負わない場合は補填の対象外とします。
2. 会員は、損害の補填を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に池田泉州 VC が補填に必要と認める書類を提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第7条（カードの再発行）

カードの紛失、盗難、毀損、滅失等の場合には、三社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は、スルッとおよび池田泉州 VC 所定のカード再発行手数料をスルッとおよび池田泉州 VC 所定の方法で支払うものとします。

第8条（個人情報の取得、利用および提供に関する同意）

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という）は、三社が保護措置を講じた上で、本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を相互に提供

し、利用することに同意します。

(1) 各社の会員規約・規定・特約に基づき届け出のあった本カード会員等の情報。

(2) 本カード申込に対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は除く。

(3) 本カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。

(4) 会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は除く。

(5) 会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は除く。

2. 会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、南海電鉄に対し、南海電鉄の minapita ポイントサービスの提供を目的として、下記の個人情報を提供し、南海電鉄がこれを「minapita カード会員規約」および「minapita ポイントサービス規定」に基づき利用することに同意します。

(1) 会員の本カードのご利用に関する、利用日時、利用金額、利用区間、利用店名等のご利用状況に関する情報。

3. 会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、南海電鉄に対し、南海電鉄の鉄道関連事業および情報提供サービス関連事業における①新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、並びに、②南海電鉄、南海電鉄グループ企業および南海電鉄提携企業の宣伝広告物送付等の営業案内を目的として、第1項(1)および第2項(1)の個人情報を提供し、南海電鉄がこれを「minapita カード会員規約」に基づき利用することに同意します。

4. 会員は、第3項の同意の範囲内で南海電鉄が当該情報を利用している場合であっても、南海電鉄に対しその中止を申し出ることができます。

(連絡先) 南海電気鉄道 株式会社 minapita カード事務局

〒556-8503 大阪市浪速区敷津東二丁目1番41号

Tel 06-6644-7240

第9条(退会)

1. 会員は本カードを退会する場合、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙により池田泉州VCに届け出るものとします。

2. 本会員がミナピタサイカ VISA カードを退会する場合は、会員の本カードも同時に退会するものとします。

3. 本会員がミナピタサイカ VISA カードの会員資格を喪失した場合は、会員の本カードも同時に会員資格を喪失するものとします。

第10条(会員資格の喪失)

1. 三社は、三社各々定める会員規約・規定・特約に基づき各々の判断により会員資格を喪失させることができます。会員は、三社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員は本カードを直ちに返還するものとします。

2. 前項の事由により会員が本カードの会員資格を喪失した場合、会員は同時に三社すべての会員資格を喪失するものとします。

第11条(本特約の不同意)

三社は、会員等が本カードの申込に際し、申込書に記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合または本特約に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合には、本カードの入会をお断りすることがあります。

第12条(特約の変更・承認)

本特約が改定され、その改定内容が会員に通知または公表された後に、会員が本カードを利用したと

きには、会員はその改定を承認したものとみなします。

第 13 条（会員規約・規定・特約の適用）

三社が各々提供するサービス等については、三社が各々定める会員規約・規定・特約が適用されます。

三社が各々定める会員規約などあらゆる規約・規定・特約と三社提携によって生じる事項を定めた本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。本特約に定めのない事項については、各々の会員規約・規定・特約が適用されるものとします。

（2013 年 6 月現在）